

## 相続税の改正について

### 1. 相続税の基礎控除の縮小

平成27年1月1日からの相続税について、大幅に増税されて、基礎控除が4割縮小され、6割になります。

基礎控除は、

改正前 定額控除 5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数

改正後 定額控除 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数

具体的な計算例

夫が亡くなり、遺産1億円を妻と子供2人に遺した場合

改正前 基礎控除が、5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人 3 人

で合計 8,000 万円となり、課税対象が 2,000 万円になります。

改正後 基礎控除が、3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人 3 人で

合計 4,800 万円となり、課税対象が 5,200 万円となります。

課税対象額が、3,200 万円も増加します。

従来は、亡くなられた方の内、7人に1人が相続税の対象になっていたものが、改正後は4人に1人の割合で相続税が課税されるようになります。

都市部に持ち家がある人で、1,000万円程度の金融資産がある人は、課税対象になる可能性があります。「相続税なんて、お金持ちしか関係ない」と思っていた人が自宅の相続でトラブルに遭遇するかも知れません。都会の人は、大変だろうと思います。

余談になりますが、今、タイで24才の日本人男性による代理出産が問題になっています。乳幼児の合計が15人とも伝わっています。まだ、増える可能性があります。

日本人男性の目的は分かりませんが、IT関連の企業創業者の御曹司で、100億円超の資産があるとのこと。

この財産を無税で相続するには、改正後の税制で計算しますと、1,661人の法定相続人が必要になります。

因みに、タイやシンガポール、オーストラリア、カナダ、香港、カンボジアなどは相続税や贈与税がない。

## 2. 基礎控除以外の改正

基礎控除以外の改正は、最高税率が引き上げられました。従来は最高税率が課税財産 3 億円超で 50%だったのが、改正後は課税財産 3 億円超で 55%になりました。

## 3. 贈与税の税率構造の見直し

20 歳以上の方が父母・祖父母から受ける贈与財産については、税率が低くなっています。

## 4. 教育資金の一括贈与

祖父母等から子・孫への教育資金を平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに現金を贈与した場合には、1,500 万円まで贈与税がかかりません。ただし、適用条件があります。

相続税のご心配の方は、一度考えてみられてはいかがでしょうか。